

本牧市民プール再整備事業実施方針等の質問及び回答について

1 日程

- 3月1日 実施方針等の公表
- 3月13日 事業者向け現地見学会
- 3月22日 実施方針等に関する質問等の受付締切
- 4月19日 実施方針等に関する質問回答の公表

2 質問回答の概要

	質問等件数	主な質問等
実施方針	26件	<ul style="list-style-type: none">入札参加者の構成（経営管理業務）入札参加資格要件（建設企業、付帯事業者等）サービス対価の支払い（時期等）付帯事業者等の信用リスクの管理
要求水準書（案）	17件	<ul style="list-style-type: none">夏期の屋外プール営業期間利用料金の設定（市内在住者と市外在住者）駐車場（プールと民間収益施設の区分）付帯事業者等の信用リスクの確認
モニタリング 基本計画（案）	0件	—
合計	43件	

3 対応

別紙のとおり回答します。
実施方針の変更は行いません。

本牧市民プール再整備事業の実施方針等に関する質問等への回答

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問、意見又は提案	回答
1	実施方針	4	1	第1_1_(6)ア 経営管理業務	(エ) (オ) (カ)において、指定管理業務を実施する民間事業者、利便機能営業を実施する民間事業者、付帯事業を実施する民間事業者の「信用リスクの管理等を含む」との記載がありますが、「信用リスクの管理等」で想定しておられる具体的な内容がございましたらご教示ください。	信用リスクの管理等とは、各業務を実施する民間事業者が倒産し、又は財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約又は公有財産貸付契約若しくは公有地貸付契約における債務不履行を起こすおそれがないことを確認し、債務不履行を起こすおそれがある場合は事業継続に向けた適切な対応を図ることなどを想定しています。 No. 33及びNo. 34の回答も参照してください。
2	実施方針	5	12	第1_1_(7)付帯事業の業務内容	事業の内容によっては、付帯事業者が横浜市と公有地貸付契約後に転借地を行う必要があるため、転借地については認めていただけますでしょうか。	本市との間で公有地貸付契約を締結する付帯事業者が、当該公有地を転貸することは認められません。付帯事業者から転借地する第三者を想定する場合は、当該第三者を本市との間で公有地貸付契約を締結する付帯事業者としてください。 No. 3の回答も参照してください。
3	実施方針	7	7	第1_1_(8)エ 付帯事業の事業主体	事業の内容によっては、構成員が民間収益施設を所有、運営しない可能性もあるため、付帯事業について構成員以外の第三者が実施することを認めていただきたい。	付帯事業者は、PFI事業者自らが兼ねる場合の他、PFI事業者以外の選定企業（落札者となった入札参加者の構成員）のうち1者としします。このため、落札者となった入札参加者の構成員（選定企業）以外の第三者が付帯事業者になることはできません。 また、付帯事業者は、付帯事業の実施にあたり、本市との間で公有地貸付契約を締結して民間収益施設の建築主及び所有者となるものとし、民間収益施設の整備、管理及び運営の実施を第三者に委託又は請け負わせることは差し支えありません。 No. 2の回答も参照してください。
4	実施方針	8	1	第1_1_(9)本事業の事業期間	50年を超えない範囲で、変更契約により事業期間を延長する場合、満了日のいつ頃前までに申し出（協議）をする必要がありますでしょうか。	付帯事業の事業期間を延長する場合は、本事業の事業期間の終了日の2年前までにPFI事業者及び付帯事業者が本市に変更契約要望を申し入れるものとしします。
5	実施方針	11	7	第1_1_(13)アイウ	本事業の「事業期間にわたり分割してPFI事業者に支払う」とありますが、年間の支払回数についてご教示ください。	本市は四半期ごとに本事業の実施の対価をPFI事業者を支払うことを予定しています。

本牧市民プール再整備事業の実施方針等に関する質問等への回答

番号	資料名	ページ	行数	項目	質問、意見又は提案	回答
6	実施方針	12	2	第1_1_(13)ウ 割賦手数料に相当する収入	割賦手数料として定める金利はどのように設定される予定でしょうか。	本市がPFI事業者を支払う割賦手数料は、基準金利とPFI事業者の提案による利鞘の合計とし、基準金利は本施設の引渡日の1年前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)としてテレレート17143ページに掲載されている6箇月LIBORベース10年物(円/円)金利スワップレートとすることを予定しています。
7	実施方針	12	7	第1_1_(13)エ その他本事業の実施の対価に相当する収入	対価の支払いは四半期ごとでしょうか。	No. 5の回答を参照してください。
8	実施方針	12	12	第1_1_(13)オ 本施設の営業による収入	市外在住者の利用料金の目安はありますでしょうか。	市外在住者の利用料金の目安はありませんが、市内在住者の利用料金よりも高額とすることは差し支えありません。
9	実施方針	13	1	第1_1_(13)カ 指定管理料に相当する収入	市の指定管理料は平準化して支払われるのでしょうか。修繕・更新に合わせて事業者で支払い額を提案することは可能でしょうか(平準化払いではなく、事業者の計画提案払いは可能でしょうか)。	指定管理料については、各事業年度に同額を支払うのではなく民間事業者からの提案に基づいて支払うことを検討します。
10	実施方針	17	4	第2_2_(10) 落札者の決定	落札者決定後に落札者の都合により辞退をした場合、賠償金支払いの対象となりますでしょうか。	落札者が自らの都合により基本協定を締結しない場合、基本協定を締結した上でPFI事業契約を締結しない場合についても、当該賠償金を支払わせるものとお考えください。

本牧市民プール再整備事業の実施方針等に関する質問等への回答

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問、意見又は提案	回答
11	実施方針	19	32	第2_5_(1) 入札参加者の構成	入札参加者を代表して入札手続きを実施する構成員を代表企業とし、当該代表企業が経営管理業務を行うものとするとの建付けですが、本事業で規定されている経営管理業務の一部（要求水準書26頁に記載の（4）事業収支に関する事項や（5）報告事項の一部など）はPFI事業の特殊性により高度なスキルを必要とするものであり、当該代表企業をサポートするため、それらの業務を別の企業に担わせることは可能でしょうか。またその場合、その企業は入札参加者の構成（実施に関する方針19頁）における（ア）経営管理業務を実施する者として届けてもよろしいか、ご教示ください。	代表企業が自ら又はSPCにより経営管理業務を実施するにあたり、当該業務の一部を代表企業以外の構成員又は専門性の高い第三者等に委託又は請け負わせることは差し支えありません。 また、当該第三者等は経営管理業務を実施する構成員（代表企業）ではなく、代表企業のアドバイザーに該当するものとお考えください。 なお、当該第三者等を構成員とするためには、設計業務、建設業務、工事監理業務、施設管理業務、施設運営業務（利便機能営業を除く。）、利便機能営業、付帯事業のいずれかを実施する役割を担う必要があります。
12	実施方針	19	35	第2_5_(1) 入札参加者の構成	代表企業は必ずSPCに出資するものとするとの記載がありますが、SPCにおける最大の出資者でなくてもよろしいでしょうか。	SPCを設立する場合において、代表企業はSPCの株主総会における構成企業である株主の中で議決権保有割合が最大であることを条件とすることにします。
13	実施方針	20	23	第2_5_(2) 構成員の競争参加資格要件	SPC管理業務やFA業務を担う企業の参加資格要件は、アの共通の要件のみであるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のSPC管理業務やFA業務が経営管理業務を実施するPFI事業者から委託又は請け負う経営管理業務の一部であるとすれば、当該業務を実施する者は経営管理業務を実施する構成員（代表企業）には該当せず、代表企業のアドバイザーに該当することから入札参加者の構成員を対象とする参加資格要件の適用は特にありません。
14	実施方針	22	16	第2_5_(2) ウ 建設企業に関する要件	(ア)～(エ)に定める建設企業は全て構成員としなければならないという認識ですが、下請けではダメなのでしょうか。	建設企業は、本施設の建築主となるPFI事業者との間で工事請負契約を締結するものをご理解ください。
15	実施方針	23	3	第2_5_(2) ウ (イ) 電気工事	電気工事を担当する企業は、SPCに出資をしない構成員（協力企業）であってもabcの要件を満たしていれば参加可能との考えでよろしいでしょうか。	電気工事を担当する建設企業（構成員）は、実施方針_第2_5_(2)_ウ_(イ)のaからcまでの全ての要件を満たしていれば、SPCに出資しない構成員（協力企業）であっても差し支えありません。

本牧市民プール再整備事業の実施方針等に関する質問等への回答

番号	資料名	ページ	行数	項目	質問、意見又は提案	回答
16	実施方針	23	3	第2_5_(2)_ウ_(イ)電気工事	電気工事を担当する企業は、建築工事を担当する建設企業の下請の場合、abcの要件を満たしていれば参加可能との考えでよろしいでしょうか。	SPCを設立しない場合に、建築工事を担当する建設企業が代表企業となり、電気工事を担当する建設企業（構成員）との間で工事請負契約を締結する場合は、当該電気工事を担当する建設企業は、実施方針_第2_5_(2)_ウ_(イ)のaからcまでの全ての要件を満たしている必要があります。 No. 14の回答も参照してください。
17	実施方針	23	16	第2_5_(2)_ウ_(ウ)管工事	管工事を担当する企業は、SPCに出資をしない構成員（協力企業）であってもabcdの要件を満たしていれば参加可能との考えでよろしいでしょうか。	管工事を担当する建設企業（構成員）は、実施方針_第2_5_(2)_ウ_(ウ)のaからdまでの全ての要件を満たしていれば、SPCに出資しない構成員（協力企業）であっても差し支えありません。
18	実施方針	23	16	第2_5_(2)_ウ_(ウ)管工事	管工事を担当する企業は、建築工事を担当する建設企業の下請の場合、abcdの要件を満たしていれば参加可能との考えでよろしいでしょうか。	SPCを設立しない場合に、建築工事を担当する建設企業が代表企業となり、管工事を担当する建設企業（構成員）との間で工事請負契約を締結する場合は、当該管工事を担当する建設企業は、実施方針_第2_5_(2)_ウ_(ウ)のaからdまでの全ての要件を満たしている必要があります。 No. 14の回答も参照してください。
19	実施方針	25	19	ク 利便機能営業者に 関する要件	『(ア)利便機能営業の実施にあたり必要な資格を有する者、又は必要な資格を有する者を利便機能営業の実施体制において配置できる者であること。』と記載がありますが、資格を必要としない利便機能を提案する場合、この項目に関する証明書類は、提出不要との理解でよろしいでしょうか。（例：飲料水等の自動販売機設置）	利便機能営業の実施にあたり必要な資格が無いような利便機能については、実施方針_第2_5_(2)_ク_(ア)の要件を満たす必要はありません。
20	実施方針	25	21	ク 利便機能営業者に 関する要件	『(イ)平成21年4月1日から一般競争入札参加資格確認資料の提出期限の日までの間に利便機能営業と同種又は類似する業務を1年以上実施した実績を有する者であること。』と記載があります。指定管理者として施設の運営を行う中で、付帯事業等の名目で行政財産使用料を自治体に支払い、自動販売機の設置や売店の営業を行います。この場合、指定管理の契約書とパンフレット、写真等を証明書類とすることは可能との理解でよろしいでしょうか。	利便機能営業と同種又は類似する業務の実績を証する書類については、自動販売機の設置や売店の営業等を実施していること又はしていたことが確認できる書類（営業場所を確認できる写真等、営業を行うための賃貸借契約書の写しや営業許可証の写し等）であればよいものとお考えください。

本牧市民プール再整備事業の実施方針等に関する質問等への回答

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問、意見又は提案	回答
21	実施方針	25	27	ケ 付帯事業者に関する要件	『(ア)付帯事業の実施にあたり必要な資格を有する者、又は必要な資格を有する者を利便機能営業の実施体制において配置できる者であること。』と記載がありますが、資格を必要としない付帯事業を提案する場合、この項目に関する証明書類は、提出不要との理解でよろしいでしょうか。	付帯事業の実施にあたり必要な資格が無いような付帯事業については、実施方針_第2_5_(2)_ケ_(ア)の要件を満たす必要はありません。
22	実施方針	25	29	ケ 付帯事業者に関する要件	『(イ)平成21年4月1日から一般競争入札参加資格確認資料の提出期限の日までの間に計画提案書に示す付帯事業に関する提案内容と同種又は類似する業務を1年以上実施した実績を有する者であること。』と記載があります。飲食店や物販店を営業している場合、賃貸契約書等がありますが証明書類の提出は難しいと思われまます。この場合、写真等の資料を証明書類とすることは可能との理解でよろしいでしょうか。	付帯事業に関する提案内容と同種又は類似する業務の実績を証する書類としては、営業場所を確認できる書類、現況等を確認できる写真等、営業を行うための賃貸借契約書や営業許可証等の写し等でよいものとお考えください。
23	実施方針	27	2	第3_2_(1) 契約保証金の納付等	契約保証金を現金で納付した場合、返納時期や方法はどのように想定されていますでしょうか。	本市はPFI事業者からの本施設及び提供公園の引き渡し完了後、速やかに利息を付与せず当該契約保証金をPFI事業者に戻します。
24	実施方針	27	24	第3_2_(2)_イ施設整備業務に関する改善要求、支払の減額等	「その他費用又は指定管理料も併せて減額することができる」とありますが、施設整備業務に関連する部分のみの減額との考えでよろしいでしょうか。	特定事業における施設整備業務において、PFI事業者の帰責事由により本施設の規模等が要求水準よりも小さく、修補が困難であるような場合は、当該不足分に係る施設整備費及び備品等設置費を減額するとともに、管理運営対象面積が小さくなったことにより関連して低減する管理支出に応じて指定管理料等についても減額する場合があります。
25	実施方針	27	32	第3_2_(2)_ウ維持管理業務に関する改善要求、支払の減額等	施設整備業において要求水準が達成されていることを前提に、万が一、維持管理業務に関する対価の減額等が生じた場合、施設整備業務に関する対価、当該内容に関連する割賦手数料については減額されない考えでよろしいでしょうか。	要求水準が達成された状態で施設整備業務が完了している場合、その後PFI事業者の帰責事由により経営管理業務又は指定管理業務において支払いの減額等の措置を受ける場合でも施設整備業務の実施の対価の支払いを減額することはないものとお考えください。

本牧市民プール再整備事業の実施方針等に関する質問等への回答

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問、意見又は提案	回答
26	実施方針	28	2	第3_2_2 _2_エ指定管理業務に関する改善要求、支払の減額等	施設整備業において要求水準が達成されていることを前提に、万が一、指定管理業務に関する対価の減額等が生じた場合、施設整備業務に関する対価、当該内容に関連する割賦手数料については減額されない考えでよろしいでしょうか。	No. 25の回答を参照してください。
27	要求水準書案	3	29	(2) (イ)	民間収益施設としてコインパーキング等の駐車場施設を設けることは認められますか？	コインパーキング等の有料駐車場施設のみを設けることは、本牧市民プール周辺の地域におけるまちづくりに資する用途の民間収益事業として認められないものとお考えください。
28	要求水準書(案)	11	16	ア 選定事業の事業方式	「PFI事業者は・・・利便機能営業を実施するものとする。」との記載がありますが、自販機等設置する場合、占有料等の取り決めがありますでしょうか。(占有料納付義務・占有面積制限等)	利便機能営業者は利便機能営業の実施にあたり本市との間で公有財産貸付契約を締結し、公有財産貸付料(行政財産である本施設における使用面積に応じた貸付料)に相当する金額を支払うこととする予定です。
29	要求水準書(案)	14	34	第2_1_(13)_オ 本施設の営業による収入	「市内在住者の利用料金と市外在住者の利用料金を分けて設定できるものとする」とありますが、設定するかしないかは事業者の提案に委ねられるという理解でよろしいでしょうか(市内・市外の利用料金を同一金額とすることも可能でしょうか)。	市内在住者の利用料金と市外在住者の利用料金を分けて設定するか否かについては、計画提案によるものとします。このため、それぞれの利用料金を同一に設定しても差し支えありません。
30	要求水準書(案)	14	34	オ 本施設の営業による収入	「市内在住者の利用料金と市外在住者の利用料金を分けて設定できるものとする」と記載がありますが、条例上等の各種料金設定上限額があればご開示ください。	本施設(公の施設)における利用料金の上限額は、計画提案に定める利用料金をふまえ、本施設の引き渡しを受けるまでに横浜市スポーツ施設条例において定めることとなります。このため、本市は、これまでの本牧市民プールの利用料金や、国内他都市における同程度の規模の公共屋外遊泳用プールにおける利用料金などを考慮して市民が利用しやすい利用料金の提案を求めます。
31	要求水準書(案)	23	4	第3_1_(1) 事業主体に関する事項	建設企業が建設業務終了後にSPCの株式を売却することは横浜市の承諾事項として認められるでしょうか。	SPCを設立し、SPCの株主である建設企業が建設業務の終了後において保有するSPCの株式を譲渡することを予め計画提案に示した上で落札者となった場合には、本市は計画提案の内容をふまえて当該株式の譲渡を承諾するものとお考えください。

本牧市民プール再整備事業の実施方針等に関する質問等への回答

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問、意見又は提案	回答
32	要求水準書 (案)	24	8	タ 担保権	『全ての株主が本市の事前の書面による承諾がある場合を除いて、原則として株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしていないこと。』と記載がありますが、本事業における融資団によるプロジェクトファイナンスに関わる担保権の設定は除かれるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業に関して本市と本事業に融資する金融機関間との間で直接協定を締結する場合においては、SPCの株式等に当該金融機関による担保権の設定等を認めるものとお考えください。
33	要求水準書 (案)	26	5	エ 利便機能営業の管理	『PFI事業者は、毎事業年度末までに利便機能営業者に信用リスクが生じるおそれのないことを確認すること。』と記載がありますが、PFI事業者以外の選定企業若しくは第三者が利便機能営業を行う場合、「PFI事業者は毎事業年度末までに利便機能営業者の信用リスクについて調査し、問題が生じるおそれのある場合は市に報告のうえ協議し、以後の事業を進めていく」という理解でよろしいでしょうか。	選定企業は、落札者となった入札参加者の構成員となります。このため、利便機能営業者はPFI事業者自ら又は選定企業であり、その他の第三者が利便機能営業者になることはできません。 また、PFI事業者以外の選定企業が利便機能営業者である場合に、「利便機能営業者に信用リスクが生じるおそれのないことを確認すること」とは、PFI事業者が利便機能営業者の信用リスクについて調査し、問題が生じるおそれのある場合は市に報告の上、協議し、必要な措置をとることとお考えください。 No. 1 及びNo. 34の回答も参照してください。
34	要求水準書 (案)	26	10	オ 付帯事業の管理	『PFI事業者は、毎事業年度末までに付帯事業者に信用リスクが生じるおそれのないことを確認すること。』と記載がありますが、PFI事業者以外の選定企業若しくは第三者が付帯事業を行う場合、「PFI事業者は毎事業年度末までに付帯事業者の信用リスクについて調査し、問題が生じるおそれのある場合は市に報告のうえ協議し、以後の事業を進めていく」という理解でよろしいでしょうか。	選定企業は、落札者となった入札参加者の構成員となります。このため、付帯事業者はPFI事業者自ら又はPFI事業者以外の選定企業のうちの1者であり、その他の第三者が付帯事業者になることはできません。 また、「付帯事業者に信用リスクが生じるおそれのないことを確認すること」については、No. 33の回答を参照してください。 No. 1 の回答も参照してください。

本牧市民プール再整備事業の実施方針等に関する質問等への回答

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問、意見又は提案	回答
35	要求水準書 (案)	26	17	ウ 事業収 支に関する 事項	『PFI事業者は、本事業の実施に必要な一切の資金を確保すること。』と記載がありますが、PFI事業者が利便機能営業者および付帯事業者でない場合は、この部分の資金を確保する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	利便機能営業者及び付帯事業者のそれぞれがPFI事業者以外の選定企業である場合において、PFI事業者が自らが利便機能営業や付帯事業の実施に必要な資金を確保しなくても差し支えありませんが、PFI事業者は、利便機能営業者及び付帯事業者のそれぞれにおいて必要な資金を確保させる必要があるものとお考えください。このため、PFI事業者は、利便機能営業や付帯事業の実施にあたり必要な資金を確保できないような選定企業を利便機能営業者又は付帯事業者としておくことはできないものとお考えください。
36	要求水準書 案	29	11	(1) イ	プール利用者と民間収益施設利用者として駐車場を共有することは認められますか？	本施設の敷地内に本施設の利用者のための約100台程度の収容を可能とする平面駐車場及び必要な収容台数の管理者用駐車場を設け、その他に付帯事業用地内に民間収益施設の利用者に必要な収容台数の駐車場を設けてください。
37	要求水準書 (案)	33	23	i プールの 安全性	「プールの安全標準指針に基づき」との記載がありますが、安全標準指針内で定め（必要である、望ましい等）がある項目についてお尋ねいたします。 ① 救護員・救助員等における救助救護技術を示す資格等で、取得義務（及び取得者配置義務）のある資格があればご提示ください。 ※救助・救護者は「一定頻度者」という分類に属する為、資格等の条件提示をお願い致します。 ② 救護室を設置する際に、看護師もしくは准看護師等の医療従事者の配置義務はありますか。 ③ プールの安全標準指針には、基本的に水深1.2～1.5mまでの安全指針の記載はありますが、提案内容で水深が深く安全標準指針外の安全管理体制等は指定管理者の独自マニュアルでの運営を行うという考えでよろしいでしょうか。 例：ダイビングプール・飛び込み用プール等・稼働式床等	ご質問の1点目について、監視員については公的機関やあ公益法人等の実施する救助方法及び応急手当に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者が配置できるようにしてください。また、救護員についても救急救護に関する資格を取得した者が配置できるようにしてください。 ご質問の2点目については、救護室に医療従事者を配置することは差し支えありませんが、配置することを要求事項とするものではありません。 ご質問の3点目については、「プールの安全標準指針」の適用範囲として想定されていない利用者が限定されるプール（一般に開放されていないプール）については、「プールの安全標準指針」の主旨を適宜踏まえた安全管理等を行うことが求められるものとお考えください。

本牧市民プール再整備事業の実施方針等に関する質問等への回答

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問、意見又は提案	回答
38	要求水準書 (案)	36	27	管理棟の諸 洗い場（ 洗眼・口洗 い）	「プールサイドの利便性の高い位置に、口洗い及び洗眼流しの設備を設けること。」との記載がありますが、現在のプール運営において、洗眼は水道内残留塩素における眼球負荷（薬品による悪影響）の為、洗眼を行わないように指導していると思われませんが、洗眼場所の設置は必要でしょうか。	本施設は、神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第4号）第10条の定めるところにより神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則（昭和34年神奈川県規則第16号）別表第1（第3条関係）に定める施設基準を満たす必要があり、別表第1の2のキにおいて定められている洗眼設備を設けるものとお考えください。
39	要求水準書 案	39	5	利用者駐車場	利用想定と整備面積に基づいた必要性から、立体駐車場とすることは認められますか？	本施設の利用者のための利用者駐車場については、関連法令等に基づき立体駐車場として整備しても差し支えありません。
40	要求水準書 (案)	54	1	第3_3_(1) イ 建設業 務	工事作業員用の駐車場や現場事務所用の土地は、敷地内にて無償で提供いただけるという認識でよいか。	要求水準書（案）_第2_1_(11)_ア（11頁3行目）にあるとおり、PFI事業者は、本施設及び提供公園の引渡日まで、本市から再整備用地の無償貸付を受けることとなります。このため、施設整備期間中の工事作業員用の駐車場や現場事務所用の土地については、再整備用地内において無償で利用することができるものとお考えください。
41	要求水準書 (案)	59	11	第3_3_(2) ア 建物保 守管理業務	長期修繕計画に基づく修繕、更新費用は横浜市が期間案分して積み立てる認識でよいか。	本事業の事業期間内において実施する建築物又は建築設備に係る修繕又は更新等については、建築物保守管理業務又は建築設備保守管理業務としてPFI事業者の負担により実施するものをご理解ください。
42	要求水準書 (案)	67	3	カ 警備業 務	当警備業務について、従来であれば有償にてプール運営管理を行う場合、警備業法適応（警備業法第2条第1項第1号又は第2号）に該当すると思われませんが、「指定管理制度」にて自社運営（監視）する施設であれば適応外として捉えても良いでしょうか。もしくは、安全管理上、遊戯施設・浴場施設等として捉え、警備業法に準じ、警備業登録業者のみ、本件に対し応募できる等の条件設定がありますでしょうか。※自治体によっては指定管理者制度であっても警備業法適応している場合もありますので、予めご指導ください。	要求水準書（案）_第3_3_(2)_カ_(7)（67頁2行目）に定める警備業務の業務内容には、要求水準書（案）_第3_3_(3)_エ_(イ)（69頁14行目）に定めるプールの監視は含まれません。 本事業においてプール監視業務を実施する選定企業（落札者となった入札参加者における施設運営企業に該当する構成員）は、プール監視業務を含む施設運営業務を指定管理者であるPFI事業者からの委託を受けて実施する場合には、施設運営業務の実施にあたり必要な資格として警備業の認定を受けていなければならないものとし、また、指定管理者であるPFI事業者自らがプール監視業務を含む施設運営業務を実施する場合は、施設運営業務の実施にあたり必要な資格として警備業の認定を受けている必要はありません。

本牧市民プール再整備事業の実施方針等に関する質問等への回答

番号	資料名	頁数	行数	項目	質問、意見又は提案	回答
43	要求水準書 (案)	68	19	第3_3_(3) ウ サービス提供の時間	夏期の営業期間が7月から9月までとあるが、9月いっぱいプールの営業を行うという理解でよいか、また9月いっぱいではない営業期間を提案してもよいか。	夏期の屋外プール利用の営業期間について、9月末まで又は9月末以前までを営業期間として提案することは差し支えありません。 ただし、これまでの本牧市民プールよりもサービス水準の向上を図る観点からは、これまでの本牧市民プールが7月の第2土曜日から9月の第1日曜日までを営業期間として無休であったことから、この営業期間と同等以上とすることを前提として提案してください。 なお、これまでの本牧市民プールの営業期間を超える営業期間においては、必ずしも超える営業期間内を無休とする必要はありません。